平成２７年（フ）第６７７号
静岡市葵区与一４丁目15番３号
債務者　細野　雅代
1　決定年月日時　平成28年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９１０号
東京都八王子市小宮町682番地１ガーデンハウス関根103号
債務者　木村　國雄
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第４８７号
静岡市駿河区桃園町４番43号
破産者　株式会社マシンプロダクト
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１２７４号
愛知県常滑市保示町４丁目130番地
破産者　合資会社丸三石油店
1　決定年月日　平成28年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２号
山形県米沢市駅前２丁目８番41号
破産者　株式会社松川精機
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第２８号
福島市新町８番40号
破産者　有限会社藪内商店
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１２１号
群馬県高崎市下小鳥町1261番地
破産者　有限会社イズ・プランニング
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５２４号
名古屋市名東区西里町４丁目33番地
破産者　有限会社キッドデザインオフィス
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３７１９号
大阪市中央区南本町２丁目４番８号　ミズワンビル
破産者　株式会社ケイ・インターナショナル
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１１号
大阪市淀川区田川３丁目６番16号
破産者　光栄自動機株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５３３号
大阪府八尾市郡川６丁目251番地
破産者　商都珈琲株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９０７号
大阪府八尾市若林町１丁目87番地
破産者　株式会社悠
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９８０号
大阪府藤井寺市野中２丁目39番地の４
破産者　三宅フーズ有限会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０９１号
大阪市都島区都島南通１－１－４
破産者　レゼルアンフィニ株式会社
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１８６号
大阪府東大阪市新庄３丁目11番15号
破産者　有限会社中田電設
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４号
神戸市中央区栄町通１丁目１番９号東方ビル403号
破産者　有限会社ジェーアンドシー
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
鹿児島県奄美市笠利町大字里50番地２
破産者　株式会社さと
1　決定年月日　平成28年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１７号
千葉県鴨川市貝渚3170番地
破産者　森川　　亨
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２７年（フ）第８５１号
東京都小平市鈴木町１丁目258番地の10グリーンコーポⅡ106号
破産者　神林　智治
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８５２号
東京都小金井市本町１丁目19番２号コーポ川合101
破産者　山口　秀盛
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８８２号
東京都八王子市松木18番地37ＢｒｉｌｌａｎｔｅⅡ102号
破産者　高林　亮太
1　決定年月日　平成28年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部